

平成26年1月

各位

新潟市役所  
工事契約担当

## 請負業者賠償責任保険について（重要）

新潟市発注工事では、受注者の方は、原則的として、請負業者賠償責任保険（以下「保険」という。）の加入が義務づけられています（工事毎に、一般競争入札公告、指名競争入札通知などに記載）。

受注者の方は、下記に留意して保険に加入してください。

### 記

- 1 競争入札の落札者（又は随意契約の相手方）と決定された受注者の方は、速やかに、保険に加入して、付保証明書を提出してください。  
※ 一括で保険契約している受注者の方も、お手数ですが、契約の都度、付保証明書（2回目以降は写しでも可）を提出してください。
- 2 契約の締結は保険加入確認後となりますので、契約日は、保険の付保証明書に記載されている保険対象の工事期間の開始日以降となります。  
（例）入札日が4月1日、工期60日の工事で、保険加入日が4月5日の場合、契約日は4月5日以降となり、契約期間も4月5日以降の契約日から60日間となります。  
契約後、工事着手届提出日までは、工事着手はできませんので注意願います。  
※ 「入札日＝契約日＝工事着手日」である必要はありません。
- 3 工事請負契約書（表紙）は、保険加入手続の参考用として、従来どおり入札（見積合わせ）後にお渡ししますが、保険の付保証明書に記載されている保険対象の工事期間開始日と日付が異なる場合は、差し替えます。
- 4 ですので、入札（見積合わせ）日と保険の付保証明書に記載されている保険対象の工事期間開始日と日付が異なる場合は、印紙貼付や、押印をしないでください。
- 5 入札（見積合わせ）日から10日以内に保険の付保証明書を提出しない場合は契約を締結できないことから、当該契約について、辞退したものとみなすことがありますので、ご注意ください。
- 6 工事の変更契約、工期の延長（中止に伴うものを含む）などがあつた場合についても、保険内容を変更していただいた上で、改めて付保証明書を提出願いますので、よろしく願います。
- 7 保険加入額は、(社)新潟市建設業協会の加入額以上にしてください（下記参照）。  
支払保険金額 身体 1名につき1億円、1事故につき3億円  
財物 1事故につき1千万円  
対人、対物等総額3億円補償の保険加入も対象
- 8 (社)新潟市建設業協会会員の方については、(社)新潟市建設業協会でもらって手続をしてください。